

**青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務に関する
公募型プロポーザル公告**

令和7年4月1日

青森県病院事業管理者 大山 力

1 業務概要

(1) 業務名

青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務

(2) 業務内容

「青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和10年3月31日まで

(4) 提案の上限金額

202,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

2 参加者資格要件

下記の(1)から(14)までを全て満たすことを条件とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 3(3)①アに規定する参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する時点において、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領第5の規定により競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 本件公告の公表以降、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第902号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 青森県内に事務所等を有する法人にあつては、青森県税の滞納がないこと。
- (7) 参加申込書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者であつて同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないものであること。
- (8) 参加申込書を提出する時点において、民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者であつて同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされていないものであること。
- (9) 医療機器製造業及び医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。
- (10) 医療情報システムの販売を業として行っている者でないこと。

- (11) 平成 27 年 4 月 1 日以降、病床数 350 床以上の、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。（12）において同じ。）又は公的医療機関（同法第 31 条に規定する公的医療機関をいう。（12）において同じ。）の新築又は全改築に係る、別紙 1「青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務仕様書「7 業務内容」の（1）から（5）までに掲げる業務の全てを含む開院支援業務（以下「開院支援業務」という。）を元請として受注した実績があること。
- (12) 国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的医療機関の 2 以上の統合に係る統合新病院整備に関する開院支援業務を元請として受注した実績があること。
- (13) 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び主任担当者を配置すること。なお、「総括責任者」とは業務の管理、総括等を行う者をいい、「主任担当者」とは総括責任者の下で各業務内容における担当者を総括する役割を担う者をいう。
- ① 総括責任者
- ア 開院支援業務を総括責任者として履行した実績があること。
- イ 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有すること。
- ウ 主任担当者を兼任していないこと。
- ② 主任担当者
- ア 開院支援業務を総括責任者又は主任担当者として履行した実績があること。
- イ 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有すること。
- ウ 開院支援業務の複数業務を兼任する場合は、発注者の同意を得ること。
- (14) 次のいずれにも該当しないこと。
- ① 役員等（受注者である法人の役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者に不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目 20-12
青森県病院局運営部（総合政策部統合新病院開設準備室）
電話番号：017-753-0237
電子メールアドレス：shinbyoin@pref.aomori.lg.jp

(2) 参加申込書等の交付

① 交付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）まで

② 交付方法

青森県立中央病院ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書等の提出

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 申立書（様式第2号）
- ウ 会社等概要（様式第3号）
- エ 業務経歴表（様式第4号）
- オ 配置予定者調書（様式第5号）

② 提出先

3（1）と同じ

③ 提出方法

郵送又は持参

④ 提出期限

令和7年4月15日（火）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

(4) 質問の受付

本件公告の内容及び仕様書に関して質問がある場合は、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

質問書（様式第6号）

② 提出先

3（1）と同じ

③ 提出方法

電子メール

④ 提出期限

令和7年4月9日（水）午後5時

⑤ 回答方法

質問に対する回答等は、令和7年4月14日（月）までに青森県立中央病院ホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式第7-1号から様式第7-3号まで）

	作成要領等	提案課題	備考
様式 第7-2	A3（日本産業規格） 3枚までとし、タイトルのフォントサイズは12pt以上、本文のフォントサイズは10.5pt以上とする。	○実施手順について 青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務を受注するに当たっての業務方針、スケジュール、作業項目、ポイント等について記入してください。	企画提案書を提出した事業者に対して実施するヒアリングのプレゼンテーションについては、パワーポイント等で作成した資料により説明することを認める予定としている。
様式 第7-3	A3（日本産業規格） 4枚までとし、タイトルのフォントサイズは12pt以上、本文のフォントサイズは10.5pt以上とする。	○提案事項について 仕様書の「7 業務内容」(1)～(5)について、業務方針、スケジュール、作業項目、ポイント等及び両病院の職員をはじめとした関係者等で構成する検討体制等（プロジェクトチーム等）について提案してください。 仕様書の「7 業務内容」 (1)医療機器・什器備品等整備計画の策定業務 (2)情報システム整備計画の策定業務 (3)運営計画の策定業務 (4)業務委託計画の策定業務 (5)物流搬送計画の策定業務	

イ 見積書・積算内訳書（任意様式）

② 提出部数

20部（正本1部、副本19部）

③ 提出先

3（1）と同じ

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

4 その他

- (1) 詳細は、青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領による。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、企画提案書等を提出することができない。
- (3) 企画提案書等の審査は、「青森県と青森市の共同経営・統合新病院開院支援業務企画提案審査会」を設置し、企画提案書に係るヒアリングを行い、最優秀提案者を選定する。